

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成29年5月10日（水）午前9時30分～午前10時20分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 12名

|     |        |   |
|-----|--------|---|
| 1番  | 高槻 祥治  | 出 |
| 2番  | 池田 俊一  | 出 |
| 3番  | 笠原 幸男  | 出 |
| 4番  | 高月 周次郎 | 出 |
| 5番  | 武井 邦男  | 出 |
| 6番  | 栗目 公人  | 出 |
| 7番  | 岸野 敏夫  | 出 |
| 8番  | 川上 敏雅  | 出 |
| 10番 | 奥村 純一  | 出 |
| 11番 | 小原 勉   | 出 |
| 12番 | 高橋 寛行  | 出 |
| 13番 | 中村 徹   | 出 |

## 4. 議事日程

- (1) 議案第 8号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第 9号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第10号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について  
（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）
- (5) 議案第12号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について
- (6) 議案第13号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について
- (7) 議案第14号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について  
（所有権移転に関するもの）

## 5. 会議の概要 別紙のとおり

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 議 長                           | <p>それでは、ただ今から平成29年度第2回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>・5月 1日 岡山県農業会議現地確認（里山田地区）</p> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は11番 小原委員さんと、12番 高橋委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>8</u>号から議案第<u>14</u>号の<u>7</u>議案です。</p>   |
| 議 長<br><br>事 務 局              | <p>議案第<u>8</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<br/><u>1</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>                               |
| 議 長<br><br>6 番 委 員<br><br>議 長 | <p>事案番号<u>2</u>番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>こちらの畑では現在、ブドウを作られています。以前から、譲受人が耕作されていたようです。この土地は、譲渡人の自宅から距離があり、もう車の運転もされないということで、譲受人に所有権移転されます。問題はございません。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>2</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>2</u>番につきましては、</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | 許可と決定いたします。<br>。   |
| 議 長   | 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、<br>1 件議題といたします。<br>事務局の説明をお願いします。   |
| 事 務 局 | (議案朗読説明)<br><div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;">農地区分は、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</div> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。   |
| 議 長   | 事案番号 3 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。   |
| 2 番委員 | 畑に許可なく砂利をいれて、駐車場にされておりましたので、今回始末書を添付して申請していただきました。   |
| 議 長   | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 3 番につきまして、他にご意見はございませんか。<br><br>(異議なし)<br><br>異議がございませんので、事案番号 3 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長   | 以上 1 件について許可処分を行うことを議決します。   |
| 議 長   | 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、<br>4 件議題といたします。<br>事務局の説明をお願いします。   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>事務局</p>            | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>農地区分は、いずれも第1種農地ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当していますので、すべて転用可能としております。</p> </div> |
| <p>議長</p>             | <p>事務局の説明が終わりました。</p>  |
| <p>議長</p> <p>7番委員</p> | <p>事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>この案件は、過去2年続けて出されていた案件の最終申請です。中間処理場の資材置き場の拡張です。3年計画の最終です。今回は、現在ある処理場の南側を拡張されます。問題はないと思います。</p>  |
| <p>議長</p>             | <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>   |
| <p>議長</p> <p>7番委員</p> | <p>事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>露天駐車場と資材置き場に転用されます。この土地は、宅地に囲まれた土地ですので、周囲には影響ございません。水路もありますので、排水も問題はありません。</p>   |
| <p>議長</p>             | <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>   |
| <p>議長</p>             | <p>事案番号 <u>6</u> 番及び <u>7</u> 番につきまして、同一案件のため一括審議します。地元委員さんの意見をお願いします。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 2 番委員 | 工場の隣の3筆です。そこに倉庫を建てられます。周囲の土地に影響はないと思います。  |
| 議 長   | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番及び <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番及び <u>7</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| 議 長   | 以上 <u>4</u> 件、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。  |
| 議 長   | 進行の都合上、先に <b>報告事項</b> について確認します。  |
| 議 長   | <p><b>利用目的の変更届について</b><br/>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>  |
| 8 番委員 | 北の方から水は流れてきます。この土地は一番下の田んぼになります。十数年以上、畑として利用されていたようです。土地改良区の意見書も提出されています。   |
| 議 長   | <p><b>農地改良届について</b><br/>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>   |
| 2 番委員 | 先月、5条申請が提出されていまだ残りの土地です。居宅を建てる為に地上げをするのと同時に田を畑にされるという事です。   |
| 議 長   | <p><b>農地法第18条の規定による合意解約通知について</b><br/>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>   |
| 5 番委員 | 1番は、借受人が6月からの利用権設定で耕作されます。他の利用権と期間をあわせる為の解約です。  |
| 13番委員 | 2番は、貸渡人が自己管理をされるということで、解約します。   |
| 13番委員 | 3番は、借受人の方も耕作されていないようなので、解約されます。   |

|       |   |
|-------|---|
| 13番委員 | 4番は、別の近所の方が貸して欲しいという事で、解約されます。  |
| 11番委員 | 5番は、この土地を貸渡人の方が、別の方に所有権移転される為、解約します。  |
| 2番委員  | 6番は、先ほどの5条申請の為の解約です。  |
| 1番委員  | 7番は、別の方が耕作される為、解約されます。  |
| 10番委員 | 8番は、別の方と利用権設定をされる為、解約されます。  |
| 6番委員  | 9番は、別の方が耕作される為、解約されます。  |
| 議長    | 議案第 <u>11</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 118）（案）の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを 427件議題といたします             |
| 事務局   | 事務局から説明をお願いします。<br><br>（集積計画の概要説明）<br><br>それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。<br><br>（関係委員さんの確認報告）   |
| 議長    | 確認報告が終わりました。<br>この件につきまして、計画書どおり決定してよろしいか。<br><br>（異議なし）<br><br>異議がございませんので、計画書どおり決定いたします。        |
| 議長    | 議案第 <u>12</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について、議題といたします。<br>事務局の説明をお願いします。 |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>別紙をご覧ください。</p> <p>平成29年3月の総会で点検・評価の<b>案</b>を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約1カ月間（3/17～4/17）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、<b>0件</b>でした。この結果を踏まえ、点検・評価は補正を行うことなく案のとおり決定することとします。</p>        |
| 議長  | <p>事務局の説明が終わりました。「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>意義がございませんので、議案第12号別紙のとおり、点検・評価を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し点検・評価を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。</p> |
| 議長  | <p><b>議案第13号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定</b>について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>別紙をご覧ください。</p> <p>平成29年3月の総会で活動計画<b>案</b>を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約1カ月間（3/17～4/17）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、<b>0件</b>でした。この結果を踏まえ、点検・評価は補正を行うことなく案のとおり決定することとします。</p>          |
| 議長  | <p>事務局の説明が終わりました。「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>意義がございませんので、議案第13号別紙のとおり、活動計画を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し活動計画を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。</p>       |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | <p>議案第 <u>14</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 119) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するもの <u>1</u> 件議題といたします。<br/>事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>事案説明の前に本計画の説明を行います。<br/>本計画は、農地中間管理機構である岡山県担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行う内容となっています。<br/>具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や人農地プランの中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。<br/>今回提出している計画は、担い手育成財団が所有者から農地を買受ける内容となっております。<br/>では、個別の事案を説明します。(事案説明)<br/>なお、農地の購入者は、青江伯夫氏が取得することとなっており、次回の農業委員会において提案する予定であります。</p> |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。</p>   |
| 議 長   | <p>農用地利用集積計画書NO. 119 につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>   |
| 11番委員 | <p>問題はないです。</p>   |
| 議 長   | <p>地元委員さんから意見がありましたが、NO. 119 につきまして、他にご意見はございませんか。<br/><br/>(異議なし)<br/><br/>異議がございませんので、NO. 119 につきましては、異議なしと決定いたします</p>  |
| 議 長   | <p>矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 119) (案) については、計画書どおり決定いたします。</p>   |
| 議 長   | <p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。<br/>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p>   |



10分間休憩の後、10時30分から協議会を開催いたします。